

## 3D ソリューションサービス利用規約

この「3D ソリューションサービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、スターティア株式会社の提供する3D ソリューションサービスに適用されます。お申込者は、本規約に同意の上、当該サービスを申し込むものとします。

### 第1条(定義)

本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「当社」とは、スターティア株式会社をいいます。
- (2) 「お申込者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- (3) 「本契約」とは、お申込者と当社間における本サービスの利用契約をいいます。
- (4) 「本申込書」とは、お申込者が本サービスを申し込むにあたり、当社に対して提出する当社所定の申込書をいいます。
- (5) 「本サービス」とは、当社が提供するサービスである3D ソリューションサービスをいいます。
- (6) 「スキャン対象物」とは、スキャン撮影を行う対象となる土地、建物等の施設、及び物品等の有体物をいいます。
- (7) 「スキャン撮影」とは、3D 測定機器を使用してスキャン対象物の形状を測定する作業をいいます。
- (8) 「3D データ」とは、スキャン撮影により取得する、縦横高さの情報をもつ立体(すなわち、3次元)のデジタルデータをいいます。
- (9) 「3D 動画」とは、3D データをもとに制作する、動画の鑑賞者から立体的に見える映像をいいます。
- (10) 「3D 複製物」とは、3D データをもとに制作する、スキャン対象物の3D データを元にして3D プリントにより出力された立体物を着色した、スキャン対象物の複製物(レプリカ)をいいます。
- (11) 「本コンテンツ」とは、本サービスに基づき当社が制作する、3D データ、3D 動画、3D 複製物、平面(2D)の動画又は静止画をいいます。
- (12) 「構成案」とは、当社が提示した本コンテンツに関する構成案、完成イメージ案、又はデザイン案をいいます。
- (13) 「原文」とは、本サービスにおいて翻訳の対象となる元の文書をいいます。
- (14) 「翻訳物」とは、本サービスによって日本語から他の言語に翻訳された文書をいいます。
- (15) 「本成果物」とは、本コンテンツ及び翻訳物の総称をいいます。

### 第2条(本契約の成立)

1. お申込者は、当社に対して、事前に当社が提示する構成案を承認した上で、本申込書を提出することにより、本契約を申し込むものとします。
2. 当社は、本契約の申込みをお受けできないことがあります。この場合、当社は理由を示すことを要しないものとします。
3. 当社が、お申込者からの本契約の申込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。
4. お申込者が、本契約締結後に、第1項の構成案の変更を求めるときは、原則として有償対応とし、別途見積の上、追加料金を当社に支払うものとします。

### 第3条(規約の変更)

当社は、当社のWEBサイトに掲載する方法により、即時に本規約を変更することができるものとします。但し、本規約が変更された場合においても、お申込者と当社が本契約を締結した時点の本規約が適用されるものとします。

### 第4条(本サービス)

1. お申込者は、本サービスとして定める以下の各号のうち、本申込書にて指定した業務(以下「本件業務」といいます。)を当社に委託し、当社はこれを受託するものとします。
  - (1) スキャン対象物のスキャン撮影及び3Dデータの作成
  - (2) 3Dデータの加工
  - (3) スキャン対象物の3D動画、平面(2D)の動画又は静止画の制作
  - (4) 3D複製物の制作
  - (5) 原文の翻訳。翻訳先の言語はお申込書に記載のとおりとします。
  - (6) 前各号に関連する業務
2. 前項第1号に定めるスキャン撮影は、以下の各号に定める方法のうち、当社が指定した方法により行うものとします。
  - (1) 据え置き式の機器の使用
  - (2) 小型無人機(ドローン)の使用
  - (3) その他当社が適当と判断した方法

### 第5条(本サービスの対象外及び確認事項)

1. お申込者は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの対象外となることを確認します。本契約成立後に以下の各号に該当することが明らかとなった場合、当社は、将来に向かって本契約を解除することができるものとします。なお、この場合のサービス料の取扱いは、第24条(契約終了時の清算)第2項の定めによるものとし、当社は、当該解除によりお申込者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

- (1) スキャン撮影にあたりスキャン対象物を保管場所から移動、又は運び出すが必要がある場合
  - (2) スキャン対象物の復旧、修復
  - (3) 人が密集した場所、若しくは常に人や車の往来のある場所での撮影が必要となる場合、又は公共交通機関、幹線道路の付近またそれを横切るような撮影を行う場合等、スキャン撮影に支障がでる場合
  - (4) スキャン対象物又は原文が第三者の権利を侵害する場合
  - (5) スキャン対象物又は原文が公序良俗に反する場合
  - (6) スキャン対象物に盗品の疑いがある場合
  - (7) スキャン対象物が第三者の所有物であり、当該第三者から、スキャン対象物を本サービスの対象とすることについての書面による承諾が得られてない場合
  - (8) 原文に医療、工業、科学技術等の分野の極めて高度な専門知識が必要となる内容が含まれる場合
  - (9) その他、当社の責めに帰す事由に基づく場合を除き、当社が本件業務の実施が困難と判断した場合
2. お申込者は、本サービスの利用にあたって、以下の各号に掲げる事由が生じる場合があることに同意するものとします。当社は、以下の各号に掲げる事由が生じた場合でも、サービス料の減額又は返還は行わず、第2号に定める場合を除き、サービス料の全額を申し受けるものとします。
- (1) スキャン撮影は、目視できる範囲を対象とし、スキャン対象物が壁に埋め込まれている等のスキャン対象物の全体を目視できない場合には、完全な3Dデータを制作することができない場合があります。
  - (2) 当社が本契約の締結前に行う現地調査においてスキャン撮影の実施が可能であると判断した場合であっても、スキャン撮影時に、現地調査時と比較して現場の状態に大幅な変更があった場合は、スキャン撮影を実施できない場合があります。
  - (3) 本件業務に3D複製物の制作が含まれる場合、3D複製物がスキャン対象物の色、又は細部の形状等を完全に再現することができない場合があります。

## 第6条(お申込者の協力義務)

1. お申込者は、当社がスキャン撮影を実施できるよう障害物の撤去を行うものとします。当社は、お申込者が当該障害物を撤去しないことが原因でスキャン撮影を実施できなかったことにより、お申込者が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。
2. スキャン対象物又は原文に関し、第4条(本サービス)第1項各号の業務を行うこと、又は本成果物をお申込者が使用することについて、第三者による許諾が必要な場合は、お申込者が事前に当該第三者から必要な許諾を得るものとします。本件業務及び本成果

物に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合、お申込者は、お申込者の費用と責任で当該トラブルを解決するものとし、当社を免責するものとします。当該トラブルが原因で当社に損害が発生したときは、お申込者がこれを賠償するものとします。

3. お申込者は、お申込者が本条又は次条に定める協力義務を果たさなかった結果、完全なデータが取れなかった場合は、不完全な状態で3Dデータが納品される可能性があること、及び不完全なデータに基づく本コンテンツの制作が行われる可能性があることを確認し、これによってお申込者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. お申込者は、次の各号を行うものとします。
  - (1) 翻訳対象となる原文を判読可能な現代日本語に整えた上で当社に提出すること。
  - (2) 原文に宗教、歴史もしくは美術等の分野における専門用語、推奨される訳語又は難解な文章が含まれる場合、当社からの求めに応じ、用語・文意の説明、補足資料の提供又は訳語の指定等を行うこと。
5. 当社は、原文の全部又は一部が判読不能である場合、翻訳の全部又は一部を行うことができないことがあります。申込者はこのことについて一切の異議を申し立てないものとします。

#### 第7条(小型無人機を使用した撮影に関する特則)

1. お申込者は、当社が小型無人機を使用したスキャン撮影（以下「ドローン撮影」といいます。）を行う場合、第5条（本サービスの対象外及び確認事項）第1項に加え、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの対象外となることを確認します。本契約成立後に以下の各号に該当することが明らかとなった場合、当社は、将来に向かって本契約を解除することができるものとします。なお、この場合のサービス料の取扱いは、第24条（契約終了時の清算）第2項の定めによるものとし、当社は、当該解除によりお申込者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
  - (1) 撮影場所周囲200～300m以内に放送局、変電所、送電線、電波塔、港等や自衛隊、米軍等の基地がある場所で、ドローン撮影が必要となる場合
  - (2) 現地調査後、撮影現場が安全な飛行ができない状況で、ドローン撮影が不可能となった場合
  - (3) 小型無人機（ドローン）によるスキャン撮影を行うことに対する国土交通大臣、空港事務所長等の公的機関による必要な許可が下りなかった場合
2. お申込者は、当社が小型無人機を使用したスキャン撮影を行う場合、第6条（お申込者の協力義務）に加えて、以下の各号の全てを実施するものとします。お申込者が以下の各号の義務に違反し、当社がスキャン撮影を行うことができなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 航空法、小型無人機飛行禁止法等の小型無人機の飛行に関する法令、及びこれに関する規制

連するガイドライン（以下「航空法令等」といいます。）に基づく手続きを要する場合、お申込者は、当社の要請に基づき、航空法令等に基づく手続きに必要な協力をを行うものとします。

- (2) 航空法令等を遵守するために、当社がお申込者に立ち入り禁止措置等の手配の指示、及び要請をした場合、お申込者は、当該指示に従い、又は当該要請に対応するものとします。
- (3) お申込者は、ドローン撮影を行うことに関する近隣・隣接者への説明及び承諾の取得を行うものとします。

#### 第8条(スキャン撮影の実施日の変更等)

1. スキャン撮影の実施にあたり、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影の実施日（以下「撮影日」といいます。）を決定するものとします。
2. お申込者は、原則として、お申込者の都合による撮影日の変更をすることができないものとします。但し、当社が承諾した場合には、別途見積りのうえ、追加の料金を支払うことにより撮影日を変更できるものとします。
3. 天候、輸送機関の事故、当社の再委託先の業務停止等、その他第31条（不可抗力）に定める事由により、当社が撮影日にスキャン撮影を実施できないと判断したときは、再度協議の上、撮影日の変更を行うものとします。この場合、当社は、撮影日の変更が原因で、お申込者が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条(翻訳物)

1. 本サービスには、宗教、歴史及び美術等の学術的及び専門的な観点からの専門家による翻訳物の監修は含まれません。このため、当社は、翻訳物の学術的及び専門的な正確性を保証するものではありません。お申込者は、翻訳物の学術的及び専門的な正確性について、自らの費用と責任において判断するものとします。
2. 翻訳物の検収基準は、次の各号のとおりとします。
  - (1) 翻訳漏れがないこと。
  - (2) スペルミス、誤字又は脱字がないこと。
  - (3) その他、重大かつ明白な誤訳がないこと。

#### 第10条(納品)

1. 当社は本申込書記載の納期までに、お申込者に対して本成果物を納入するものとします。
2. 当社が納期までに本成果物を納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、納期を変更できるものとします。
3. お申込者は本成果物の納入日から5日以内に、お申込者が承認した構成案どおりに本コンテンツが制作されていること及び翻訳物が第9条（翻訳物）第2項に定める検収基準

を満たしていることを検査し、合格の場合は検査完了を証する書面を当社に交付するものとし、不合格である場合には、速やかに理由とともに当社に通知するものとします。

4. 前項の検査期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検査に合格したものとみなします。
5. 当社が本成果物の不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検査を受けなければならないものとします。
6. お申込者は、本成果物のデザイン、構成又はコンテンツ等の好みの不一致を理由とし、本成果物の検査を不合格とすることはできません。お申込者が本成果物のデザイン、構成、又はコンテンツの好みの不一致を理由として、本成果物の修補を依頼する場合は有償対応とし、別途見積りのうえ追加の料金を当社に支払うものとします。

#### 第 11 条(危険負担)

1. 本成果物の引渡し前に生じた本成果物の滅失、毀損、変質等一切の損害は、お申込者の責めに帰すべき場合を除き、当社の負担とします。
2. 本成果物の引渡し後に生じた本成果物の滅失、毀損、変質等一切の損害は、当社の責めに帰すべき場合を除き、お申込者の負担とします。

#### 第 12 条(契約不適合責任)

1. 本成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）が、本成果物の納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本成果物の修補の請求ができます。
2. 本成果物の契約不適合が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができます。
3. 当社は、本成果物の契約不適合が軽微であって、本成果物の修補に過分の費用を要す場合には、当該契約不適合の修補責任を負わないものとします。
4. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとします。

#### 第 13 条(サービス料の支払い)

1. お申込者は、当社に対して、本申込書に定める支払方法に基づき、本件業務の対価として本申込書記載のサービス料金（以下「本サービス料」といいます。）を支払うものとします。
2. 本契約締結後に、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とします。
3. 当社は、お申込者から支払われた本サービス料及び次条に定める実費について、理由の如何にかかわらず、返還する義務を負わないものとします。

#### 第 14 条(実費)

当社は、スキャン対象物をスキャン撮影するために支出した現地への出張費用、宿泊費等（以下「実費」といいます。）を本サービス料とは別にお申込者に対して請求することができるものとします。お申込者は、本サービス料と合わせて実費を支払うものとします。

#### 第 15 条(遅延損害金)

お申込者が本サービス料の支払いを怠った場合、お申込者は、当社に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、本サービス料のうち未払い部分の金額に対して年利 14.6% の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 16 条(権利の移転及び帰属)

1. 本成果物のうち、本契約の履行によって新たに制作された著作物の著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含みます。）は、お申込者から当社へ本サービス料の全額が支払われたときに、当社からお申込者に移転するものとします。但し、本成果物に含まれる著作物のうち、他の成果物で繰り返し利用可能なルーチン、サブルーチン、モジュール、CSS、HTML、スクリプト等（以下「ルーチン等」といいます。）及び第三者の著作物が含まれる場合の当該著作物の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されます。当社は、本成果物の利用に必要な範囲でルーチン等を非独占的に利用することをお申込者に許諾します。
2. 前項の規定にかかわらず第 6 条第 2 項（お申込者の協力義務）に該当する場合、お申込者が事前に第三者から必要な権利の許諾を得るものとし、お申込者は、当該第三者から許諾を受けた範囲内で、本成果物を使用するものとします。
3. 当社は本成果物につき著作者人格権を行使しないものとします。

#### 第 17 条(禁止事項)

お申込者は、次の各号に該当する利用目的、又は利用方法で、本成果物を利用することができないものとします。

- (1) 公序良俗に反するとき
- (2) 法令に違反するもの、犯罪行為、若しくは犯罪のおそれのある行為を行うとき
- (3) 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するとき
- (4) 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティー権等を侵害するとき
- (5) 特定の宗教、人種、国若しくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となるおそれがあるグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるとき

- (6) 当社及び当社グループ会社の運営を妨げ、若しくは信頼を毀損するとき
- (7) その他当社が不適切と判断したとき

#### 第 18 条(通知)

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとします。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所
  - (3) 電子メールアドレス
  - (4) 電話番号
2. 当社が、お申込者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができないものとします。

#### 第 19 条(再委託)

当社は本サービスに関する業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。この場合、当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負うものとします。

#### 第 20 条(権利義務の譲渡禁止)

お申込者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第 21 条(秘密保持)

1. 当社及びお申込者は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で以下の各号のいずれかに該当するもの（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
  - (1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報
  - (2) 相手方から口頭若しくは映像等により開示を受け、その 2 週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報
2. 前項の規定にかかわらず、当社及びお申込者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情

報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。

- (1) 自己の関係会社、弁護士、会計士若しくは税理士等法律に基づき守秘義務を負う者又は当社の再委託先に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
- (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等に基づき開示を求められた場合、又は法令、規則等に基づき開示が必要とされている場合
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外するものとします。
  - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
4. 当社及びお申込者は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に取り扱うものとします。
5. 当社及びお申込者は相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、若しくは相手方に返却しなければならないものとします。

## 第22条(個人情報の取扱い)

お申込者は、下記URLの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意したうえで、本契約の締結を申し込むものとします。

URL : <https://www.startia.co.jp/privacy/>

## 第23条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお申込者は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約します。
  - (1) 自らが反社会的勢力（暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずるものをいう）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
  - (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
  - (3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと

2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方が被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

#### 第 24 条(契約終了時の清算)

1. お申込者は、本契約に違反することなく、本成果物の完成前に本契約を解約する場合は、当社に対して、書面にて通知するとともに、通知の日から 2 週間以内に、第 13 条（サービス料の支払い）第 1 項に定めるサービス料に代えて、サービス料の総合計金額に本件業務の進捗率を乗じた料金を当社へ支払わなければならないものとします。
2. お申込者が本契約に違反し、当社より本契約を解除された場合も、前項の規定によるものとします。

#### 第 25 条(解除及び期限の利益の喪失)

1. 当社又はお申込者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をすることなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができるものとします。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げません。
  - (1) お申込者が本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき
  - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - (5) 資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき
  - (6) 住所変更の通知を怠るなどの事由により、所在が不明となったとき
  - (7) 解散の決議（合併による場合を除く）をしたとき
  - (8) 第 17 条（禁止事項）又は第 23 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
  - (9) お申込者の連帯保証人が本項各号の一つにでも該当したとき
  - (10) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 当社及びお申込者は、相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができます。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げません。
3. 当社及びお申込者が前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに全額支払うものとします。
4. お申込者が当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員

について一切返金を受けることができません。

#### 第 26 条(免責)

1. 当社は、お申込者が本サービスを利用したことにより、スキャン対象物が損壊、劣化、又は変色等、何らかの影響を受けた場合(以下「スキャン対象物の損壊等」といいます。)であっても、当該損壊等が当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、スキャン対象物の損壊等に関連して第三者との間でトラブルが発生した場合であっても当社を免責するものとします。
2. 当社は、本成果物の正確性の向上、精度向上に努めるものとしますが、本成果物が正確であること、完全であることまでを保証するものではありません。
3. 当社は、本件業務に 3D 複製物の制作が含まれる場合、色、又は細部の形状を完全に再現することを保証しないものとします。
4. 当社は、お申込者が承認した構成案に基づき本コンテンツを制作するものとし、構成案に記載の範囲を超えた、本コンテンツの完成度に関する責任を負わないものとします。
5. 当社は、ドローン撮影に必要な許可が得られなかったことにより、お申込者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、本件業務及び本成果物に関する権利侵害の主張を受けた場合、当該権利侵害について当社が知っていたにもかかわらずお申込者にこれを告げなかった場合を除き、一切の責任を負わないものとします。本件業務及び本成果物に関し、当社又はお申込者と第三者との間で当該権利侵害の主張に基づくトラブルが発生した場合、お申込者は、お申込者の費用と責任で当該トラブルを解決し、当社を免責するものとします。
7. 当社は、お申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合については、一切の責任を負わないものとします。
8. 当社は、申込者による本コンテンツの使用に関して、操作講習やサポート及び保守を行う義務を負わないものとします。
9. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、翻訳が不正確だったことによってお申込者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
10. 当社は、第 5 条(本サービスの対象外及び確認事項)、第 6 条(お申込者の協力義務)、第 7 条(小型無人機を使用した撮影に関する特則)、第 8 条(スキャン撮影の実施日の変更等)第 3 項及び第 31 条(不可抗力)に定める事項に関し、お申込者が損害を被った場合でも、お申込者に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 27 条(損害賠償)

1. お申込者は、お申込者の責めに帰すべき事由により当社又は第三者が損害を被った場合、当社又は当該第三者に対して、相当因果関係の範囲内で当該損害を賠償するものとしま

す。

2. 当社は、本契約に関連して、自己の責めに帰すべき事由によりお申込者に損害を及ぼした場合、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、お申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限り賠償の責めを負うものとし、逸失利益、間接損害、及び特別の事情により発生した損害をお申込者に賠償する義務を負わないものとします。但し、当社は、前条により当社が免責される場合には、本項に基づく責任を負わないものとします。
3. 当社のお申込者に対する前項の損害賠償額は、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、本サービス料を上限とします。

#### 第 28 条(連帯保証人)

お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づいて負担する一切の債務について本サービス料を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意します。

#### 第 29 条(データの削除)

1. お申込者は、本契約の終了後直ちに、当社が管理するサーバー又はクラウド環境に保存された、本成果物に関連するデータが削除されることを予め承諾し、当該データの削除に関し、当社に対して一切の異議を申し立てないものとします。
2. 当社は、本契約の終了後、お申込者に通知することなく、前項のデータを削除することができるものとし、本成果物及び関連するデータについて、保管、保存及びバックアップを行う義務を負いません。

#### 第 30 条(導入事例の掲載許可)

お申込者は、本サービスの活用事例を当社の Web サイト及びパンフレット等に掲載することについて、当社、又は本件業務の委託先から協力要請があったときは、可能な範囲でこれに協力するものとします。この場合、当社は、当該事例を掲載する際にお申込者に対して掲載内容について事前の確認を行うものとします。

#### 第 31 条(不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稻妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

### 第32条(残存条項)

本契約の終了後も、第6条（お申込者の協力義務）、第11条（危険負担）、第16条（権利の移転及び帰属）、第17条（禁止事項）、第20条（権利義務の譲渡禁止）、第23条（反社会的勢力の排除）、第24条（契約終了時の清算）、第26条（免責）、第27条（損害賠償）、第28条（連帯保証人）、本条、第33条（管轄裁判所）、及第34条（協議事項）の条項は効力を有するものとします。

### 第33条(管轄裁判所)

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 当社及びお申込者は本契約に関して生じたお申込者当社間の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

### 第34条(協議事項)

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、両当事者が誠意をもって協議し決定します。

以上

スターティア株式会社

2023年2月27日 制定

2023年9月15日 改訂

2025年11月5日 改訂